

◎新潟県告示第350号

新潟県資金前渡取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第946号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(支払)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 資金前渡職員は、次に掲げる経費について、債権者との間で口座引落しの方法による支払を行う旨の取り決めを行つたときは、口座引落しの方法により支払うことができる。</p> <p>(1) <u>社会保険料（労働保険料を除く。）</u></p> <p>(2) <u>電気、ガス又は水の供給に係る経費</u></p> <p>(3) <u>電気通信役務の提供に係る経費</u></p> <p>(4) <u>前2号の供給又は提供に伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費</u></p> <p>(5) <u>日本放送協会に対し支払う受信料</u></p>	<p>(支払)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 資金前渡職員は、<u>社会保険料（労働保険料を除く。）並びに電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費</u>について、債権者との間で口座引落しの方法による支払を行う旨の取り決めを行つたときは、口座引落しの方法により支払うことができる。</p>